

口座管理法および口座登録法について

令和6年4月にマイナンバー制度に関する新しい法律（口座管理法・口座登録法）が施行されました。令和6年4月からは一部のお手続きのみ可能でしたが、令和7年4月よりすべての手続きが可能となりました。

【口座管理法とは】

令和6年4月に施行された金融機関に個人番号（マイナンバー）を届け出る法律で、正式名称は「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」といいます。

お客様の意思に基づいて個人番号（マイナンバー）を紐づけることで、「相続や災害など」の際に預貯金口座の所在を特定しその口座に関する情報提供を受けることができる制度です。

なお、相続照会に際しては照会手数料5,060円（税込）がかかります。

※ [口座管理法（デジタル庁リーフレット）](#)

<個人番号（マイナンバー）をお届けいただいているお客さまにつきましては、これまでにお届けいただいた個人番号（マイナンバー）を口座管理法の利用目的にも使用させていただきます。

災害発生時や相続時の照会をお申込みいただく際には、改めて口座管理法の利用目的に同意の上、お申込みを承ります。

【口座登録法とは】

「公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（口座登録法）に基づいて、預貯金口座をあらかじめ国に登録して個人番号（マイナンバー）と紐づけることにより、年金、児童手当や所得税の還付金等、幅広い給付金についてスムーズな申請・給付を受けられます。各種給付金の受取口座のことを「公金受取口座」と呼びます。

令和7年4月より当金庫でも公金受取口座の登録が可能となりました。ご希望のお客さまは個人番号（マイナンバー）ご持参の上、お手続きをお願いいたします。

マイナンバーカードをお持ちのかたは、政府が運営するウェブサイトのマイナポータルからも、「公金受取口座」を登録することができます。

※ [口座登録法（デジタル庁リーフレット）](#)

※ [公金受取口座登録制度](#) | [デジタル庁検索](#) <https://www.digital.go.jp>

マイナンバー制度については、デジタル庁お問合せ先へご連絡ください。

※ [マイナンバー制度に関するお問合せ](#) | [デジタル庁検索](#) <https://www.digital.go.jp>

【本件に関するお問い合わせ】

飯能信用金庫 事務管理グループ

☎042-972-5112（平日9:00～17:00）

✉jimkan@hanno-shinkin.jp



よくあるご質問について

Q マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、マイナンバーで管理する口座情報が悪用されないか心配だわ。

\ 大丈夫! /

マイナンバーカードに、口座情報が登録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。



となりを見てね! ▶

Q 自分が持っている複数の金融機関の口座を一度にマイナンバーで管理できるようになるとのことだけど、住所の更新が出来ていないとどうなるの?

金融機関に届け出している住所等の更新が出来ていないと、本人の口座だと認識されずに、マイナンバーでの管理が出来ないよ。住所等の更新は実施してから、本制度の申請をしてね。



口座管理法

マイナンバーを用いて預貯金口座を管理する制度について

- 1 本人同意を前提とし、今後、金融機関及びマイナポータルから、一度に複数の預貯金口座への付番が行えるようになります。
- 2 マイナンバーにて預貯金口座を管理した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることができます。

付番を行うことによるメリットについて

相続時又は災害時の手続きが楽になります
(詳細は、ウラ面をご覧ください)。

本件についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー
☎ **0120-95-0178**

受付時間 平日 9:30~20:00
 土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 **050-3818-1250**

その他のお問合せ **050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について **0120-0178-26**

Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等 **0120-0178-27**

Inquiries about Individual Number Card, etc.

令和6年度
未頃開始

金融機関とマイナポータルから

申請できるようになります!

口座管理法制度

こうざかんりほうせいど

相続時や災害時の手続きが楽になる

って知っていますか?

どう利用するの?

メリットって?



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁

口座管理法制度により、一度に複数の預貯金口座をマイナンバーで管理できるようになります。この申込を「付番の申出」と言います。マイナンバーにて預貯金口座を管理した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることができます。

どんなメリットがあるんだろう

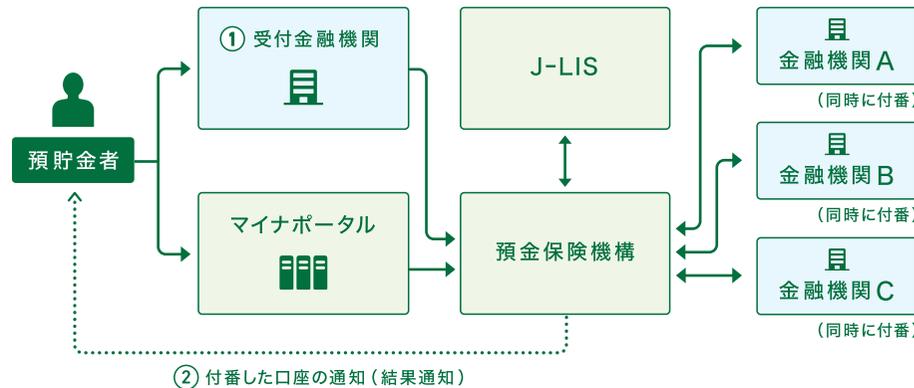


	対象者	課題	口座管理法制度のメリット(課題解決)	
付番の申出	預貯金口座を複数の金融機関にて開設している方	複数の金融機関に対して、申込をしなければならない	一度に複数の金融機関に対して、申し込み可能になる	預貯金者 申込の手間等を削減できる
相続時口座照会	ご自身の相続に備えたい方(被相続人)	相続人は被相続人の口座情報が分からない	マイナンバー 123456789012 相続人が被相続人の口座情報を把握可能になる	相続人 相続財産調査のための手間等を削減できる 口座の把握漏れを減らし、より確実な資産相続ができる
災害時口座照会	取引金融機関の支店がない地域に避難した方や災害で通帳・キャッシュカードを紛失した方等(被災者)	通帳・キャッシュカードが手許に無い 避難地等で現金が引き出せない	マイナンバー 123456789012 避難先にある金融機関が口座情報を確認し、現金が引き出し可能になる	被災者 災害時に自身の口座を特定し、より円滑な現金確保ができる

金融機関とマイナポータルから申請できるようになります!

「付番の申出」では、口座をお持ちの複数の金融機関に対して一度に申請をすることができます。この仕組みのイメージは右記のとおりで、預金保険機構や地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を経由して必要な情報の連携を行います。

他金融機関の口座を含めて付番の申出をする流れ



① 口座をお持ちである金融機関のうちの、任意の1つの金融機関 ② マイナポータルからの申請の場合は、マイナポータルから結果通知を実施

預金保険機構とは?

預金者の保護を主な目的として設立された認可法人です。口座管理法制度では、マイナンバーが正しいかの確認や、必要な情報の連携等を行います。

地方公共団体
情報システム機構(J-LIS)とは?

住民基本台帳ネットワークシステムの運営等を行っている法人です。口座管理法制度では、預金保険機構へのマイナンバーの提供等を行います。

よくあるご質問について

Q 口座を登録したら、預金残高が国に把握されてしまうの？

\ 大丈夫! /

国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」などの情報です。公金受取口座に登録したからといって、預金残高などが知られることはないから安心してね!



Q マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、悪用されないか心配だわ

\ 大丈夫! /

マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外には利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。



となりを見てね! ▶

もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック!

デジタル庁
「公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/



公金受取口座登録制度

公金受取口座登録制度について

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、コロナ等の緊急時の給付金や児童手当等の公金給付の受取のための口座として、国(デジタル庁)に登録していただく制度です。公金受取口座として登録できる口座は、ご本人名義であることを前提に、1人1口座です。

公金受取口座の登録方法について

マイナポータルでの登録に加えて、今後新たに金融機関からも登録申請ができるようになります。

公金受取口座を登録するメリットについて

国民が登録することによって、これまで給付金ごとに申請していた手続きが簡素化され、給付金の受け取りも早くなります。

本件についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー
 **0120-95-0178**

受付時間 平日 9:30~20:00
 土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 **050-3818-1250**

その他のお問合せ **050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について **0120-0178-26**

Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等 **0120-0178-27**

Inquiries about Individual Number Card, etc.

令和6年度
末頃開始

金融機関からも登録できるようになります!

登録されましたか?

どう利用するの?

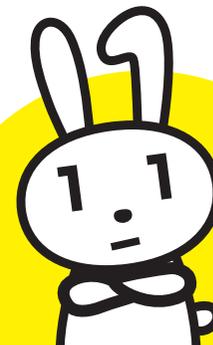
登録方法は?

メリットって?

こうきんうけとりこうぞ

緊急時等の給付金の受取がスムーズになる

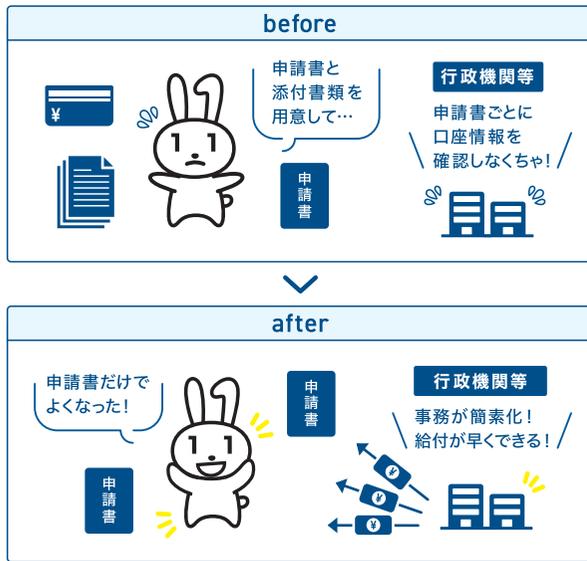
公金受取口座は



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁

公金受取口座登録制度でできること



公金受取口座登録制度ってなに?

給付金等を受け取るためのご本人名義の預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

どんないいことがあるの?

公金受取口座を登録しておくことで、緊急時のもの、年金、児童手当等、今後の給付金の申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

登録可能な口座は?

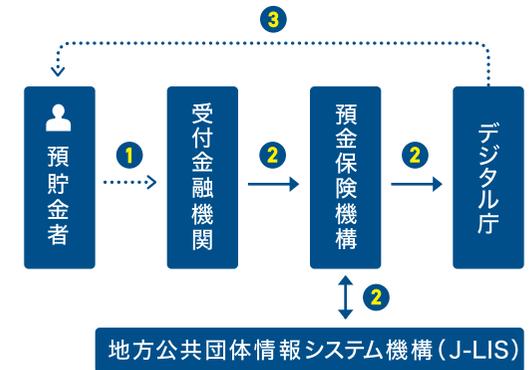
金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。



※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」
https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance

令和6年度
未償開始

金融機関経由で登録する流れ



公金受取口座の登録等の申込

1 公金受取口座の登録等の申込をします
(個人情報が含まれます)。

預金保険機構経由の情報連携

2 申込情報は、預金保険機構及びJ-LISにて確認等が行われた後に、デジタル庁へ提供されます。

結果の通知

3 デジタル庁から、公金受取口座の登録等申請結果が通知されます。

スマートフォンを利用した登録方法

登録に必要なものは? >

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、右記が必要です。

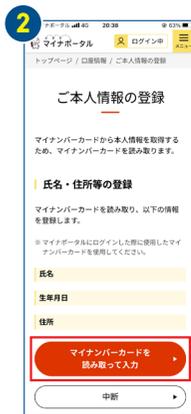
- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座

- マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール

簡単な操作で
すぐに登録ができるよ



マイナポータルにログイン後、「公金受取口座の登録・変更」の項目をタップします。



「マイナンバーカードを読み取る」をタップして読み取らせると、ご本人情報が自動で入力されます。内容を確認し、表示された「確認する」という項目をタップします。

「口座情報を登録する」をタップします。画面の案内にしたがって、口座情報を入力します。



マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



<https://myna.go.jp>

預金保険機構とは?

預金者の保護を主な目的として設立された認可法人です。公金受取口座登録制度では、マイナンバーが正しいかの確認や、金融機関からデジタル庁への情報連携等を行います。

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) とは?

住民基本台帳ネットワークシステムの運営等をしている法人です。公金受取口座登録制度では、マイナンバーが正しいか預金保険機構が確認するために必要な情報の提供等を行います。